

舞 鶴 総 第 43 号

令和 5 年 5 月 26 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

議案の一部訂正について

令和 5 年 2 月 27 日に提出いたしました議案(第 12 号議案 舞鶴市長の給料及び退職手当の特例に関する条例制定について)及び同年 3 月 29 日に提出いたしました議案(第 32 号議案 舞鶴市教育長の給料の特例に関する条例制定について)につきまして、別紙のとおりその一部を訂正したいので、よろしくお取り計らいください。

箇所	内容	
第 12 号 議案「舞 鶴市長の 給料及び 退職手当 の特例に 関する条 例制定に ついて」 8 ページ	訂 正 後	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。 (この条例の施行の日から令和 5 年 12 月 31 日までの間における給料の特例)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和 5 年 12 月 31 日までの間における給料月額に関する第 2 条の規定の適用については、同条中「100 分の 30」とあるのは、「100 分の 62.1」とする。ただし、期末手当の額の算出については、この項の規定は、適用しない。 (令和 5 年 12 月に支給する期末手当の特例)</p> <p>3 この条例の施行の日に在職する市長の令和 5 年 12 月に支給する期末手当に関する舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 165」とあるのは、「100 分の 122.5」とする。</p>
	訂 正 前	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 (この条例の施行の日から令和 5 年 4 月 30 日までの間における給料の特例)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和 5 年 4 月 30 日までの間における給料月額に関する第 2 条の規定の適用については、同条中「100 分の 30」とあるのは、「100 分の 70.5」とする。</p>

箇所	内容	
第 32 号 議案「舞 鶴市教育 長の給料 の特例に 関する条 例制定に ついて」 1 ページ	訂 正 後	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。            (この条例の施行の日から令和 5 年 11 月 30 日までの間における給料の特例)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和 5 年 11 月 30 日までの間における給料月額に関する第 2 条の規定の適用については、同条中「100 分の 10」とあるのは、「100 分の 20」とする。            (令和 5 年 12 月に支給する期末手当の特例)</p> <p>3 この条例の施行の日に在職する教育長の令和 5 年 12 月に支給する期末手当に関する舞鶴市教育長の給与等に関する条例第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 165」とあるのは、「100 分の 146.6」とする。</p>
	訂 正 前	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>